

別記3

回復期病床への転換に資する事業	
1 転換前の病床	2 転換後（回復期）病床
<p>(1) 急性期病床 急性期（補助金を受けようとする前年度の病床機能報告で、医療機能を「急性期」で報告した病床に限る。）の稼働病床であって、基本診療料の施設基準等に定める急性期一般入院基本料又は地域一般入院基本料に係る施設基準に適合しているものとして保健医療機関が地方厚生局等に届け出ているもの。</p> <p>(2) 慢性期病床 慢性期（補助金を受けようとする前年度の病床機能報告で医療機能を「慢性期」で報告した病床に限る。）の稼働病床であること。 また、医療法第7条第2項4号に規定する療養病床にあつては、医療療養病床（医療保険財源）であるもの。 なお、上記（1）及び（2）にかかわらず診療報酬上の施設基準「地域包括ケア病床（病棟）」の届出をしている病床（病棟）の建物整備については、当該補助制度上においては、補助対象外とする。</p>	<p>次に掲げる要件にすべてを満たすもの</p> <p>① 1人当たりの居室面積が6.4㎡以上</p> <p>② 病棟の廊下幅が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・片側のみ居室が有る場合 1.8m以上 ・両側に居室が有る場合 2.7m以上 <p>（ただし、①②に掲げる要件については、診療報酬上の地域包括ケア入院医療管理料1、及び回復期リハビリテーション病棟入院管理料1及び2の施設基準を取得することで足りるものとする。）</p>
高度急性期病床への転換に資する事業	
1 転換前の病床	2 転換後（高度急性期）病床
<p>急性期病床 急性期（補助金を受けようとする前年度の病床機能報告で、医療機能を「急性期」で報告した病床に限る。）の稼働病床であって、基本診療料の施設基準等に定める急性期一般入院基本料又は地域一般入院基本料に係る施設基準に適合しているものとして保健医療機関が地方厚生局等に届け出ているもの。</p>	<p>集中治療室等を整備するもので上記「回復期病床への転換に資する事業」欄の①要件を満たすもの</p> <p>（ただし、①に掲げる要件については、診療報酬上の救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院管理料の施設基準を取得することで足りるものとする。）</p>